様式第２号

**パートナーシップ制度に関する宣誓書受領書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（　　　　　　　年　　月　　日生 ）　　（　　　　　　　年　　月　　日生）

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

宣誓日　　　　　　年　　　月　　　日

安芸高田市パートナーシップ制度に関する宣誓の取扱い要綱の規定に基づき、パートナーシップ制度に関する宣誓書を受領したことを証します。

年　　月　　日

印

安芸高田市長

＜受領証の提示を受けられた方へ＞

|  |
| --- |
| 安芸高田市では、全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える市の基本理念「人輝く・安芸高田」の実現を目指し、本制度を実施しています。  　法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。  また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。 |

* パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。
* この受領書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った２人の者が、下記の事項に該当すると認めた場合に交付されます。

1. いずれか一方が市内に住所を有していること（転入予定を含む）
2. 成年に達していること
3. 配偶者（事実婚を含む）がいないこと
4. 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
5. 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができないとされている者でないこと（養子縁組を除く。）

＜注意事項＞

* 次の場合には、パートナーシップ制度に関する宣誓書受領証等を返還してください。

・パートナーシップを解消したとき

・一方が死亡したとき

・双方が市内に住所を有しなくなったとき

・宣誓が無効になったとき

* 次の場合には、宣誓は無効となります。

・宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき

・宣誓書の内容に虚偽があったとき

・宣誓の対象者の要件に反しているとき

・市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき